

学校選択制の状況について

[文部科学省調査（平成20年度）]

- 各都道府県が抽出した市区町村教育委員会(※)とすべての政令指定都市教育委員会を対象に、平成20年4月1日現在の状況についてアンケートを実施

※ 学校選択制を導入している・導入していない市区町村からそれぞれ3市区町村程度

- ・市区町村教育委員会 … 262（うち学校選択制を導入しているもの：119）
- ・政令指定都市教育委員会… 17（うち学校選択制を導入しているもの：9）

I 学校選択制を導入している市区町村教育委員会の状況

1. 学校選択制の導入の検討を始めるに当たっての課題、背景について

○ 保護者や地域住民からの学校選択のニーズ

- ・ 就学指定校の変更を求める相談が増加し、それに対応し指定校変更者の数も増加してきている実態があった。
- ・ 私立中学への高い進学率から子どもに最も適した教育を受けさせたいとの保護者の強い希望が背景にあった。
- ・ 中学校の適正規模維持のため、1つの小学校の卒業生を2つの学校に分けて指定していたが、保護者の不満が強く、自由校区にしてほしいとの要望が寄せられていた。
- ・ 市民対象の教育に関するアンケートで、学校を選びたいという回答が約6割あった。
- ・ 近くに学校があるのに、指定される遠くの学校に通わなければならないという通学区域制度上の課題があった。
- ・ 居住地近隣に学校があるにもかかわらず、通学すべき学校が遠距離にある場合、児童生徒の通学に関わる負担や安全面から近隣の学校に就学させたいとする要望があった。
- ・ 就学指定校に希望する部活動がないため、校区外の学校への入学を希望する生徒が出てきた。
- ・ やりたい部活動がある中学校に入れたいがために、無理矢理、住所異動をしたケースがあった。

○ 市町村合併や学校の再編

- ・ 学校の移転・新設・市町村合併等により、通学距離が現状に沿わない状況が発生する場合に、通学路の安全面や、行政区と学区との整合性について保護者や地域と協議が必要だった。
- ・ 市町村合併して同じ市の小学校が目の前にできたにもかかわらず、現行の通学区の線引きによって従来の指定校にしか行けないという状況を認識していた。
- ・ 市町村合併により新たに生じた通学距離の著しい偏りに対処する必要に迫られ、早急に通学区域の見直しを行わなければならない状況であった。

○ 地域内の住宅事情や交通事情の変化

- ・ 道路整備及び宅地開発により、区域の境界に住宅地が形成され、通学距離や地理的条件等により、指定された通学区域よりも隣接した区域の学校が近い家庭が多くなってきた。
- ・ 市街地中心地及び山間部の児童生徒数の減少と、市街地周辺部の児童生徒数の増加により、学校間で学校規模の格差が生じていた。
- ・ 新興住宅地の開発により住所地による指定校と行政区による指定校が異なったため。
- ・ 児童数の急激な増加のため、近隣の小学校へも就学できるようにした。
- ・ 国道のバイパス道路新設に伴い、校区の一部の児童生徒にとって交通事故の危険が高まったため。

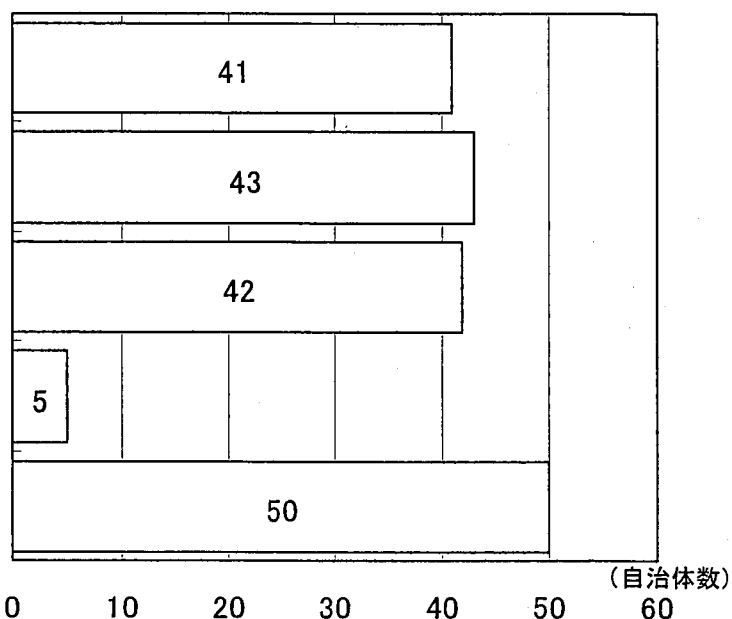
○ 少子化や学校・地域の活性化

- ・ 人口減少が続く複式学級に該当するまで児童数が減少する事態となり、複式学級を避けるために、他地区の児童を受け入れざるを得なくなった。
- ・ 山間部の小規模校の児童数の減少により、学校の存続が危ぶまれるとともに、学校行事等の取組についても人員が不足するなど、学校運営にも支障をきたす状況だった。
- ・ 島しょ部を中心とする小規模校が近年さらに極小規模校化してきているが、これらの学校は、豊かな自然環境の中にあり、それらを活用して特色ある教育活動を行うことや、逆に少人数を生かした教育を行うことを生かしたかった。
- ・ 児童生徒数が減少している小規模校の地域において、校区外からの児童生徒の就学が可能であれば、地域として学校行事等に協力し、地域を活性化していきたい旨の要望があった。
- ・ 極小規模校においては、児童が減少しており、将来的にも減少が続くことが見込まれることから、学校の活性化への取組が必要とされていた。

2. 学校選択制の導入による成果について

(回答自治体数:128) ※ 回答は複数回答

- A 選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた。
- B 保護者の学校教育への関心が高まった。
- C 子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった。
- D 学校同士が競い合うことにより教育の質が向上した。
- E その他



A 選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた

- ・ 自主的な教育活動やより開かれた学校づくりに積極的に取り組んでいる。
- ・ 学級の取組を地域、保護者に情報発信しようとする姿勢が以前より見られるようになった。
- ・ 各校が授業に工夫を凝らしている。
- ・ 自校のマネジメントを今まで以上に意識するようになった。
- ・ 校内研修など積極的に取り組み、学習指導法などの研究の特徴が現れてきた。
- ・ 基本的な生活習慣や、学びの習慣化の定着などを図る保護者への啓発活動が盛んになるなど、個性を生かした魅力ある学校経営が行われるようになった。
- ・ 地域の特色や小規模校の利点を活かし、個性的な教育活動(体験学習、地域行事への参加、屋外スポーツ等の取組、異学年グループによる活動等)が展開されている。
- ・ 私立中学校への進学が若干減少傾向になり、公立学校への志向が増加した。

B 保護者の学校教育への関心が高まった

- ・ 保護者は、子どもとの話し合いを通じ、子どもに適した学校、将来の進路などについて考えるなど、選んだ学校に対して意識が高まり、学校の教育活動に対する関心も高まった。
- ・ 学校選択制の保護者説明会には、毎回大勢の保護者が参加して、制度以外にも学校に関する質問等が数多く出され、積極的に学校と関わりを持つ保護者と学校との新たな関係づくりができた。
- ・ 保護者が学校により深い関心を持つことにより、保護者の意見・評価を通じて特色ある学校づくりを推進できる。
- ・ 学校公開日への申込者数の増加など、学校を訪れる人の数が増えた。
- ・ PTA役員に立候補するなど、学校に対する支援の姿勢がより強く発揮されるようになった。
- ・ 通学区域外の保護者もPTA活動に前向きに参加している。
- ・ 保護者の思いが教育活動全般に反映することから、PTA活動をはじめとした学校行事に対し保護者の積極的な参加が見られる。

C 子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった

- ・ 部活動(スポーツ、文化活動など)で就学指定校以外の学校の選択肢が広がった。
- ・ 個性に合った学校規模の学校を選ぶことができた。
- ・ 自分のやりたいことができる学校、自分に合う校風の学校が選べたことで、生き生きと学校生活を送ることができるきっかけとなっている。
- ・ 通学区域内の学校で適応しなかった子どもたちが、心を開いて通学できるようになり、好ましい人間関係が培われ、遊びや勉強を通じて、自分らしさを発揮することができるようになった。
- ・ 自分が主体的に行動しなければ事が進まないという小規模校の中で、積極性や主体性が育っている。

D 学校同士が競い合うことにより教育の質が向上した

- ・ 各学校において基礎学力の着実な定着を実現するための教育活動の展開を図るような努力が見られるようになった。
- ・ 各学校が学区希望制の取組(学校紹介パンフレットの作成や学校説明会の実施など)の中で情報を共有し、自校の特色を再認識することができ、互いが高め合う相乗効果が生まれた。
- ・ きめ細かな学習指導や生徒指導の充実及び学校情報の積極的な公表など、学校の活性化を図ることができた。

- ・ 選択後、その要求に応える教育実践を行うため、学力向上をはじめ、あらゆる教育活動に責任ある姿勢が見られるようになった。
- ・ 教員・生徒が、「自分たちが頑張らねば生徒が来なくなる」との危機感を持つようになった。

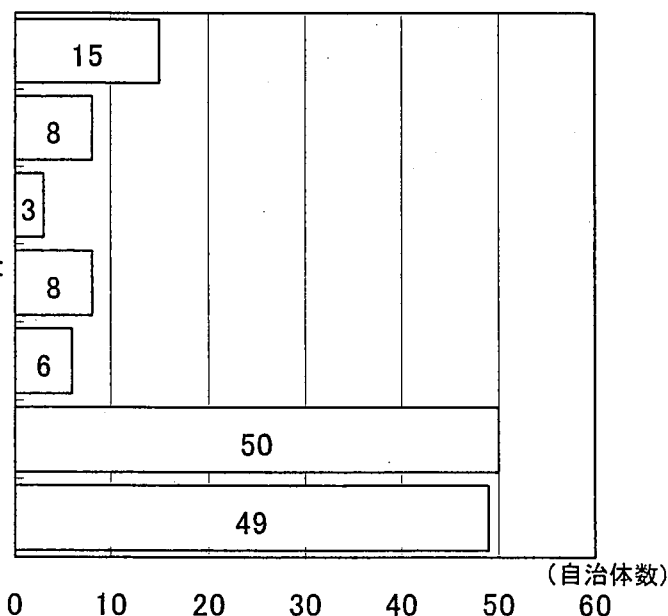
E その他

- ・ 通学距離が短くなり、通学時間の短縮や登下校時の安全が確保されるようになった。
- ・ 地理的に通学区域の境において、通学距離の適正な平準化を図ることができた。
- ・ 各学校が学校説明会を実施するなど、学校の方針等を積極的に発信するようになった。(学校ホームページにも工夫が見られるようになった。)
- ・ 固定化した人間関係が崩れたことにより、新しい人間関係が生まれた。
- ・ 急激な児童数の増加が抑制され、教育環境が改善されつつある。
- ・ 自治会の要望に応えることにより地域住民の連携が強まった。
- ・ 保護者の意向を反映できるようになった一方、学校間で偏りが生じ、増加した学校では教室の確保が、減少した学校では減少に歯止めをかける努力が必要となった。
- ・ 制度利用者の9割以上の保護者が利用して良かったと思っている反面、地域活動への参加に戸惑いを感じている保護者の存在も浮き彫りになったことで、制度見直しに向けての好材料となった。
- ・ 山村地域の小規模校で、大自然の環境の中、少人数での学級編制の中での教師との関わりや、地域の高齢者を含む住民との関わりの中で、不登校生徒が登校できるようになるなどの効果があった。

3. 学校選択制の導入による課題について

(回答自治体数:128) ※ 回答は複数回答

- A 通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなった。
- B 学校と地域との連携が希薄になった。
- C 学校間の序列化や学校間格差が生じた。
- D 入学者が大幅に減少した学校ができ、適正な学校規模が維持できない学校が生じた。
- E 学校選択制を導入したが、学校の活性化が十分に図られていない。
- F 課題は特にない。
- G その他



G その他

<学校の受入体制>

- ・ 学級数等の確定がぎりぎりまでかかる等、教員の配置等に課題がある
- ・ 新たな通学路の整備が必要となっている。
- ・ 学校規模や施設の状況により、生徒の受入に限界があるため受入枠を設定しているが、その結果、希望者が集中する学校については、希望どおり入学できないこともある。
- ・ 地域性の問題もあり、選択により大規模化している学校がある。
- ・ 学校規模の適正化について、一時的な効果はあったが、地域の社会増減に差が出てきているので、再度見直しを検討している。
- ・ 中学校の生徒指導において、情報収集等が困難となった。
- ・ 生徒の通学範囲が広がったため、生徒指導が広域化し、家庭訪問がしにくくなるなどの問題が生じた。
- ・ 通学距離が長くなったわけではないが、単独での通学となることによる心配がある。

<地域との関係>

- ・ 保護者に地域との連携意識がなくなった。
- ・ 同地域から複数の学校へ通学するため、各学校と地域の連携を密にするための配慮が必要となる。

<学校の選択行動、保護者・児童生徒の意識>

- ・ 学校の個性よりも、通学の利便性や学校の立地条件などで判断される傾向がある。
- ・ 兄弟姉妹が通う学校が異なってしまう可能性がある。
- ・ 学校選択制の目的と保護者・児童生徒の希望理由との差異を検討し、改善していくことが必要である。
- ・ 学校選択制を利用した児童生徒の中で、子ども会行事の所属意識や活動の意欲に差がある。
- ・ 山村地域の小規模校で豊かな自然環境の中で学ばせたいという希望者だけでなく、通学している学校で不適応となっている児童が通うケースが増加してきており、そのようなイメージも持たれてきている。

<その他>

- ・ 学校選択制の広報活動の充実が必要となっている。
- ・ 応募者が極めて少ないことに憂慮している。

4. 学校選択制を導入したことによる課題に対する改善の工夫について

○ 各課題に対して実際に行っている内容

＜学校の受入体制＞

- ・ 各学校規模を定め、学区外からの受入可能人数を決定し、これを超えた場合は抽選を実施している。これにより学区内外の比率や入学者数の偏りを緩和させる。
- ・ 各学校の受入枠は、多くの生徒を受け入れられるよう、他学区を選択した生徒の分を加算して調整している。また、落選者に待機登録を行い、当選者から私学進学等による辞退があった場合は、繰り上げ当選できるようにしている。
- ・ 受入校の普通教室の確保(増築の実施)を行っている。
- ・ 通学路の補修、整備等、通学路の安全対策を行っている。
- ・ スクールガード組織等を強化し、登下校時における子どもの見守り等、安全・安心の体制づくりについて工夫している。
- ・ 中学校選択制において、通学距離が長くなり安全の確保が難しくなったため、選択できる中学校の範囲を中学校区に隣接するものから小学校区に隣接するものに狭め、安全の確保への一定の配慮を行った。
- ・ 通学費の補助対象区間を設け、遠距離通学の一部援助を行っている。

＜地域との関係＞

- ・ 保護者に地域との連携意識がなくなったため、地域の育成会活動等に協力するようにお願いしている。

＜その他＞

- ・ 学校選択制に関する学校説明会の実施やホームページによる学校情報の公開を行っている。
- ・ 広報やマスコミ等を利用してPRに努めている。

【参考】 回答自治体(128自治体)における学校選択制に関する検討・実施の状況

(1) 学校選択制の導入に当たっての検討会議等の設置状況について

① 検討会議等の設置有無

- ・ 設置した … 74 (58%)
- ・ 設置していない … 54 (42%)

② 検討会議等の委員構成

(回答自治体数：74) ※ 回答は複数回答

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 地域代表を入れている … 49 | ・ 保護者を入れている … 55 |
| ・ 学校関係者を入れている … 67 | ・ 学識経験者を入れている … 53 |
| ・ 行政関係者を入れている … 46 | ・ その他の者を入れている … 38 |

(その他の者の内訳 : 社会教育委員、まちづくり委員、市町村議会議員、市民公募委員、
人権擁護委員、青少年指導相談員、青年会議所理事長、
企業関係者、報道関係者、市子ども会代表、市政モニターなど)

(2) 実際に導入した学校選択制の形態について

- ・ 小学校のみ実施している … 34 (27%)
- ・ 中学校のみ実施している … 16 (13%)
- ・ 小学校・中学校の両方で実施している … 78 (60%)

<実施形態の内訳>

	計	①自由選択制	②ブロック選択制	③隣接区域選択制	④特認校制	⑤特定地域選択制	複数形態実施
小学校	112	13	3	19	30	36	11
中学校	94	22	1	21	12	29	9

※ 計には、「小学校・中学校の両方で実施している」自治体数を「小学校のみ実施している」自治体数及び「中学校のみ実施している」自治体数のそれぞれに加えている。

<複数形態実施の組み合わせ>

○ 小学校

- ・ 「③隣接区域選択制」と「④特認校制」 6自治体
- ・ 「③隣接区域選択制」と「⑤特定地域選択制」 1自治体
- ・ 「④特認校制」と「⑤特定地域選択制」 4自治体

○ 中学校

- ・ 「①自由選択制」と「④特認校制」と「⑤特定地域選択制」 1自治体
- ・ 「②ブロック選択制」と「⑤隣接区域選択制」 2自治体
- ・ 「③隣接区域選択制」と「④特認校制」 3自治体
- ・ 「④特認校制」と「⑤特定地域選択制」 3自治体

(3) 学校選択制を導入した前後の保護者の満足度や意向調査の実施状況

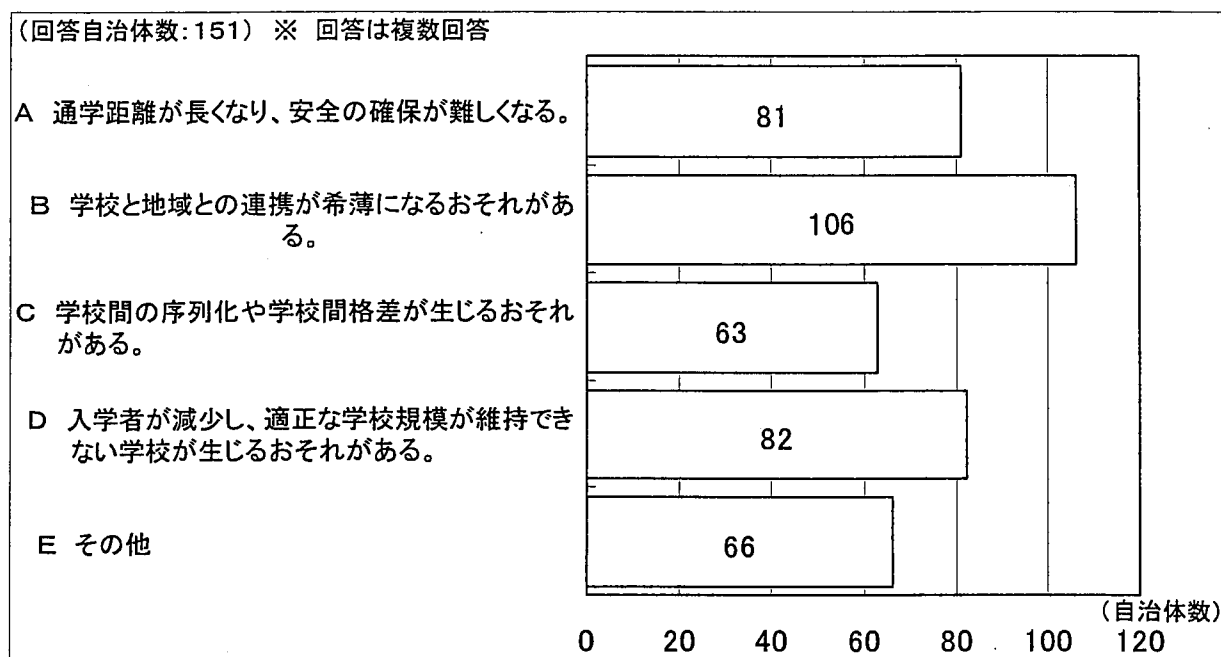
- ・ 調査している … 43 (34%)
- ・ 調査していない … 83 (64%)
- ・ 無回答 … 2 (2%)

(4) 今後の学校選択制の見直しの検討について

- ・ 検討する考えがある … 51 (40%)
- ・ 検討する考えはない … 74 (58%)
- ・ 無回答 … 3 (2%)

Ⅱ 学校選択制を導入していない市区町村教育委員会の状況

1. 学校選択制の未導入の理由について



A 通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなる

- ・ バス等の公共交通機関の運行本数が少ない地域もあり、通学距離が長くなると特に冬期間は徒歩・自転車等での通学は道路状況の面から危険が大きい。
- ・ 人通りの少ないところを登下校する時間が長くなる児童生徒もあり、不審者への対応等児童生徒の安全確保への不安が大きい。
- ・ 通学距離が長くなるということは、保護者の経済的負担の増大に繋がる。
- ・ 特に部活動等により帰宅時間が遅くなると予想される中学生などの通学路の安全確保の面では、都市部と違い難しい。
- ・ 保護者による送迎が必要だが、送迎できる家庭は限られるため、家庭による差が出てくる。
- ・ 子ども達の行動範囲が広くなり、親の目が届きにくくなる。
- ・ 児童生徒の通学にスクールバスを活用しているが、バスの編制運行が難しくなる。
- ・ 不審者対策として、登下校の見守りボランティアがそれぞれの校区で活動しているが、校区をまたいでくる場合には対処できなくなる。
- ・ 放課後活動の実施が困難になる。

B 学校と地域との連携が希薄になるおそれがある

- ・ へき地校は、地域との連携が非常に強固で、地域の支えがなくては学校の運営が困難であり、地域の学校に入学しないことは、地域で生活する上で大きな支障となる。
- ・ すでに学区外通学の子どもで町内会に属さないなどの問題が生じている。
- ・ 学校選択制を導入した場合、保護者の学校行事への参加率は高まると考えられるが、地元と地元以外の地域同士の結びつきが弱まる可能性が高く、学校と地域全体としての総体的な連携は希薄になる。
- ・ 学校と自治会や育成会等地域との連携の中で子どもを守り、育てていこうとする気運の中、地域の理解が得られない。
- ・ 核家族化や価値観の変化に伴い、共通の子育て理論が崩れてきている現状を考えると、これまで以上に学校、保護者、地域が結びつきを強くして、子育てをしていく必要がある。
- ・ 地域によっては、学校が地域コミュニティの中核としての機能を発揮できにくくなり、ひいては過疎化に拍車がかかる懸念がある。
- ・ 生活科や総合的な学習の時間等を利用し、地域学習が盛んに行われているが、自分の生まれ育った地域を学習してこそ大きな成果が期待できる。
- ・ 安全な通学を見守る地域活動、読み聞かせボランティア、ゲストティーチャーなど、学校と地域とが連携した教育活動が展開しにくくなる。
- ・ 地域の児童生徒が他地域の学校に通学することで、地域の方々の学校への協力意欲が低下するおそれがある。
- ・ 地区運動会や地域防犯・防災、地域活性化事業などの様々な取組が、小学校区と密接に関係する自治会や旧町村単位で行われており、これら地域コミュニティ等の活動に影響を与える。
- ・ 地域と学校の一体感や保護者同士の関係が薄くなり、地域社会の活力が低下する可能性がある。

C 学校間の序列化や学校間格差が生じるおそれがある

- ・ 部活動の設置状況によって偏りが生じてくることが予想される。
- ・ 児童生徒集めのための特定の領域や学校の特色だけが一人歩きしてしまい、ごく限られた一面での学校評価に繋がり、序列化や格差が進む心配がある。
- ・ 教育内容の違いや教職員の人気、学校施設の状況等により、学校間の序列化が進むと、下位に位置する学校に就学している児童生徒や保護者への心理的・教育的影響が大きい。
- ・ 学校間の序列化だけでなく、そこへ通学する児童生徒への偏見や差別がされる可能性がある。
- ・ 物理的な収容人数の問題で、入学したい学校へ入学できなかった児童生徒が生じた場合、子ども達の気持ちが低下する可能性がある。
- ・ 狭い学力観による競争意識を煽る。
- ・ 学校建設時期の違いから児童生徒が新しい施設に集中する可能性が大きい。
- ・ 極端に人気がある学校、ない学校が出てきた場合、ない学校の存続が危ぶまれる危険が生じる。
- ・ いったんイメージが植え付けられると、回復しがたい。

D 入学者が減少し、適正な学校規模が維持できない学校が生じるおそれがある

- ・ どの児童生徒も平等に学校選択ができる条件がなければ、選択の余地のない児童生徒及び保護者は入学者数の減少により適正な学校規模が維持できなくなることで、教職員の配置等の面で不利益を被る。
- ・ 複式学級設置校において、保護者が複式学級を嫌い、近隣の小学校への就学、転校を決めた場合、学校の存続自体が難しくなることが予想される。
- ・ 入学者が偏ることで、学校の施設・設備が対応できなくなるおそれがあり、入学者が減ることで施設・設備の有効な活用が図れなくなる。
- ・ 学校選択制によって入学者に偏りが生じると、小規模校は学校存続、中規模校は校舎の増築等の課題が発生し、地域に根ざした学校としての位置づけが崩壊するのではないかと懸念される。
- ・ クラブ活動を例に取れば、集団で行う野球部やサッカー部のある学校へ小規模校からの転入が増えることが容易に想像できる。
- ・ 学校の適正規模・適正配置の施策とどのようにすりあわせをするかの見通しが必要である。

E その他

- ・ 学校再編計画を進めており、適正な学校規模を維持することが課題である。
- ・ 交通機関の地域による利便性の差を考えると、地域によって選択して通学できる児童生徒とできない児童生徒の格差が生じ、教育機会均等の面から不公平感が生ずると考える。
- ・ 最近では学年が違っても一緒に遊ばない傾向があるが、学校が違うことによって、近所に同級生がいても遊ばないなど、子ども達のコミュニケーションがますます取れなくなることが懸念される。
- ・ 子どもを通しての保護者のふれあいもなくなる。
- ・ 地域とともに子どもを育てる教育を重視しており、すべての学校で地域との関係を守り育てながら教育活動の充実に取り組んでいるが、学校選択制を導入することによって子どもの地域への愛着や学校と地域の関係が希薄になることが懸念される。
- ・ 素行に問題のある生徒が相談して1校に集まろうとするなど、生徒指導面でも問題がある。
- ・ 学校への些細な不満を理由に、転校を繰り返す事例が懸念される。
- ・ 保護者アンケートを実施したが、保護者のニーズは低かった。
- ・ 学校は教職員のみならず、保護者や児童生徒、地域が一体となって運営し、作り上げていくものであり、学校選択制の導入は保護者の学校に対する責任意識のさらなる希薄化を招くおそれもある。

【参考】 回答自治体(151自治体)における学校選択制に関するこれまでの検討状況

① 検討会議等における検討有無

- ・ 検討したことがある … 24 (16%)
- ・ 検討したことがない … 126 (83%)
- ・ 無回答 … 1 (1%)

② 検討会議等の委員構成

(回答自治体数：24) ※ 回答は複数回答

- ・ 地域代表を入れている … 16
- ・ 保護者を入れている … 14
- ・ 学校関係者を入れている … 20
- ・ 学識経験者を入れている … 16
- ・ 行政関係者を入れている … 16
- ・ その他の者を入れている … 9

(その他の者の内訳： 社会教育関係者、福祉関係者、市町村議会議員、市民公募委員、企業関係者など)

③ 検討会議等での学校選択制の導入についてのとりまとめ内容について

- ・ 学校規模の適正化にかかる中で検討したが、現状から制度的な選択制は馴染まず、個々の状況に応じて対応することにした。
- ・ 地域特性・学校と地域との結びつき、児童生徒の安全面等を考慮すると、学校選択制を導入するより指定校変更基準の緩和が適切と判断した。
- ・ 住民は地域の学校という意識が高く、学校選択制を導入すると自治会・子ども会といった地域活動に亀裂が生じたり、地域への意識が希薄になるおそれがあるため、学校選択制への理解は得られにくい。
- ・ 学区制の大きな意義の一つは、地域と学校の連携であり、学区制を基本としつつ指定学校変更が認められる基準を拡大していく(学区弾力化の推進)
- ・ 通学区域制度を含めた議論の中で、家庭・地域との連携による学校教育の推進が確認された。

